

仕様書

1 業務の名称

大津市における在宅療養に関する市民意識アンケート実施業務

2 業務の目的

本業務は、これまでの在宅医療・介護連携推進事業への取組の評価と、今後の施策の企画・運営を目的として、市民の意識・実態を調査し、当該調査結果を各種会議においての事業評価資料とし、地域特性に応じた今後の取り組みへ活用することを目的とする。

3 調査要領

- | | |
|-----------|--|
| (1) 調査対象者 | 市内在住の40歳以上の男女3,000人 (住民基本台帳から無作為抽出) |
| (2) 質問項目 | 15～20項目 |
| (3) 調査方法 | 郵送による調査票の配布及び回収 |
| (4) 調査時期 | 令和7年9月上旬頃発送予定(発送から2～3週間程度で回収すること。) |

4 業務の内容

(1) 調査依頼文及び調査票の印刷

- ・調査依頼の文書は発注者が作成し、受注者へ電子データで提供する。
- ・調査依頼文(A4版片面1ページ程度、白黒印刷)、調査票(A4版両面2ページ程度、白黒印刷)のレイアウトは受注者が作成する。
- ・受注者は、調査依頼文と調査票をそれぞれ3,000部印刷する。ただし、印刷前に発注者が校正を行う。校正は原則2回とする。
- ・調査票は平綴じし、ホチキスの綴じ位置は左上1箇所とする。

(2) 封筒の作成、印刷

- ・発送用封筒は角形2号、茶クラフトとする。
- ・返信用封筒は長形3号、茶クラフトとする。
- ・受注者は、発送用封筒及び返信用封筒を作成し、発注者の校正を受ける。校正は原則2回とし、校正後にそれぞれ3,000部を印刷する。
- ・調査対象者の抽出は発注者が行う。
- ・受注者は、発注者が抽出した調査対象者の宛名ラベルを作成し発送用封筒に貼付けるか発送用封筒に宛名を印刷する。

- ・ 発送用封筒の差出人は発注者、返信用封筒の返信先は受注者とする。
- ・ 返信用封筒は料金受取人払いとするため、受注者は日本郵便株式会社が指定する返信用封筒を作成する。なお、返信に要する費用は受注者の負担とする。
- ・ 日本郵便株式会社への必要な手続は受注者が行う。

(3) 封入、封緘、発送及び回収

- ・ 受注者は発送用封筒に調査依頼文、調査票、返信用封筒を封入、封緘し発送する。
- ・ 発送に要する費用は受注者の負担とする。
- ・ 他部署が実施している意識調査の実績等を参考に、想定する回収率は40%程度とする。回収率が増減した場合、委託料の変更は行わない。
- ・ 二次元コード等を用いたWEBからの回答方式を併用することとし、アンケートに使用するシステム等は受注者により手配する。

※ (1)、(2)、(3)における発注者と受注者の業務項目

| 業務項目 | 発注者 | 受注者 |
|--------------------------------|-----|-----|
| 1. 調査依頼の文書、調査票の質問項目の作成 | ○ | — |
| 2. 調査依頼文及び調査票のレイアウトの作成 | — | ○ |
| 3. 調査依頼文、調査票の印刷（紙代を含む。） | — | ○ |
| 4. 発送用封筒、返信用封筒の作成、印刷（紙代を含む。） | — | ○ |
| 5. 調査対象者の抽出 | ○ | — |
| 6. 宛名ラベルまたは発送用封筒の印刷・貼付（紙代を含む。） | — | ○ |
| 7. 料金受取人払いに要する手続 | — | ○ |
| 8. 封入、封緘作業 | — | ○ |
| 9. 郵便局への持ち込み | — | ○ |
| 10. 発送及び返信に要する費用負担 | — | ○ |

(4) 調査結果の集計

- ・ 回収した調査票について、データの入力、単純集計、属性及び設問間のクロス集計を行うこと。
- ・ クロス集計の項目は発注者と協議の上、決定する。

(5) 報告書の作成

- ・ 報告書は、集計結果をグラフ、表を用いてコメントを作成するとともに、集計結

果を踏まえた考察と課題をまとめること。

・電子データについては、Microsoft 社製 Word 又は Excel で編集可能な形式とする。

5 成果物

電子データ（CD-ROM 2 部）

- ・ 報告書
- ・ 単純集計、クロス集計結果等のデータ一式

6 成果物の納期

令和 7 年 10 月 31 日

7 その他

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たり、着手届、完了届等その他発注者が指示する各種届出を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約締結後 7 日以内に業務工程表を発注者に提出し、業務の進捗について発注者に適時報告を行い、適正な工程管理に努めなければならない。
- (3) 必要な資料については、受注者が収集作業を行うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議し、発注者の指示を受けるものとする。